

JARLグリーンクラブ定款

第1章 総則

第1条 本会はJARLグリーンクラブと称する。

第2条 1. 本会は事務局を会長宅におく。

2. 本会の専用私書箱を次におく。

一 関郵便局 私書箱10号

3. 本会の専用郵便振替口座を次におく。

郵便振替口座番号 02240-8-53570 グリーンクラブ

第3条 本会は一関市、西磐井郡及びその周辺に存在するアマチュア無線家及びその同好者（グループも含）をもって組織する。

第2章 目的及び事業

第4条 本会は地域アマチュア無線の健全な発展を図り会員相互の友好を増進し、併せて無線科学の向上と発展に寄与することを目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1、 JARL及び電監への協力

2、 公開実験の開催。

3、 公報の発行。

4、 クラブアワードの発行。

5、 その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会則

第6条 本会に入会しようとする者は書面をもって申し込まなければならない。

第7条 本会の会員は次に掲げる会費を納入しなければならない。

1、 一般は 年額 1,500円とする。

2、 学生は 年額 1,000円とする。

3、 団体は 年額 3,000円とする。

第8条 会員は次の事由によって資格を失う。

(1) 脱会

(2) 死亡

(3) 除名

(4) 会費を総会時より3ヶ月以内に納入しないとき。

2. 会員が脱退するときは書面をもって届出なければならない。

第9条 会員が次の各号の1に該当するときは、役員会の決議を、経てこれを除名する事が出来

る。

- 1、 第79条による免許の取り消しを受けたとき。
- 2、 本会の事業を故意に妨害し又は本会の名誉を傷つける行為があったとき。

第4章 役員

第10条 本会は会員相互の互選により次の役員を選ぶ。

| | |
|-----|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 理 事 | 若干名 |

2. 理事の中から互選により事務、会計を決める。
3. 会員の中から会計監査を3名選出する。

第11条 会長は本会の業務を統括すると共に総会及び役員会を招集し、その議長を指名する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長不在中は会長を代理する。
3. 事務局長はクラブ運営事業を行う。
4. 会計は会計事務を行う、資産の管理を行う。
5. 会計監査は会計及び役員職務を監査する。

第12条 役員任期は1年とし総会に於いて就任し退任する。

但し再任を妨げない。

第5章 会議

第13条 会議は定例総会及び役員会とし定例総会は毎年4月に開催し、又役員会は毎月1回行う。

第14条 総会は会員の3分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない、但し委任状も含むものとする。

第15条 規約改正は総会の3分の1以上の同意がなければならない。

第6章 資産及び会計

第16条 本会の資産は寄付資産、会費、寄付金及びその他の収入から成る。

2. 本会の資産の管理及び運用は役員会の決議を経て会計責任者が行う。
3. 借用については別に定める。

第17条 毎事業年度の予算は当該年度開始前役員会に於いて作成した定例総会の承認を受けなければならない。

第18条 本会の会計年度は4月1日より3月31日に終わる。

第7章 補則及び付則

第19条 補則

- 1、 次の者はAofA（エースオフエース）として表彰する。
当クラブ員であつてアマチュア局を運用しその運用を通じて他の模範と成る者。
- 2、 AofAは役員会で決定し総会で承認を受けその席で表彰する。

第20条 本会に顧問を、おくことができる。

第21条 本定款は昭和53年11月26日より実施する。

昭和56年4月 2日 一部改正し実施する。

昭和63年4月 1日 一部改正し実施する。

平成15年4月20日 一部改正し実施する。